

委託番号	4303
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 自動ドア保守点検業務委託（松原サービスセンター）
- 2 履行期間 令和4年（2022年）4月1日から
令和5年（2023年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市松原1丁目1番3号
草加市役所松原サービスセンター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容 ナブテスコ製 NATRUS型 自動ドア2台の保守点検業務
 - (1) 松原サービスセンターの自動ドアについて、常時良好な状態で作動するように、令和4年5月頃と11月頃に技術員を派遣し、自動ドア各部の清掃・注油・点検および調整等の保守を行う。この時、ボルト等の消耗品を交換する場合は、この費用を含むものとする。
 - (2) その他、履行期間中において設備の故障や不具合が発生した場合は、早急に技術員を派遣し必要な保守を行う。この時修繕等が必要な場合は、その都度別途修繕料を支払うこととする。
 - (3) 来庁者の安全保全のため、保守点検作業は閉庁時（平日17：00～、又は土曜日）に行うものとする。
 - (4) 詳細な日程は本契約締結後、双方で協議して定める。
- 6 その他
 - (1) 各業務終了後、速やかに業務完了報告書（保守点検結果報告書）を提出すること。
 - (2) 支払いは、年度末の全ての業務完了後とする。
 - (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (4) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (6) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問い合わせ先 草加市役所 松原サービスセンター 宮田
電話 048-942-1871（直通）